



計画策定の趣旨

第1章 計画策定の趣旨

1-1

計画策定の目的

日本の観光産業は、今や国の重要な成長戦略のひとつとして位置づけられています。政府は、毎年「観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム」を策定し、「観光先進国」の実現に向けて、「世界水準の旅行サービスの実現」や「インフラツーリズム*①」、「伝統工芸品などの消費拡大」、「有形・無形の文化財の観光活用」などといった幅広い分野における取組を推進しています。

また、埼玉県においては、「第2期埼玉県観光づくり基本計画」を策定し、東京オリンピック・パラリンピックを契機とした訪日外国人旅行者100万人誘致を定量目標に掲げているほか、県内の自然、文化を核とした新たな観光資源の発掘と地域しさの磨き上げにより、さらなる観光を通じた地域活性化に取り組んでいるところです。

本市においても、観光を取り巻く環境変化による追い風や機会を捉えるとともに、課題を見据えながら、「観光地としての春日部市」の魅力を磨き上げ、その価値と個性を社会に広く発信していくことが求められています。併せて、来訪客数の増加と来訪目的の多様化に伴う受入環境の充実も図っていく必要があります。

観光の価値を向上させる大きな要因は、“人との触れ合い”にあるとされますが、地域のさまざまな産業や市民の多様な活動そのものが、本市の歴史や伝統、文化、農村・河川景観、街道、インフラ*②など個々の観光資源をより一層輝かせる活力の源泉となります。

また、観光は、総合産業であり、“まちづくり”とも強く連動していることから、観光が地域経済に与える影響は大きいと言えます。

そこで、市民や観光に関わる多様な産業従事者・関連団体と行政が緊密に連携し、郷土への愛着や誇りを感じる新たな“観光まちづくり”を推進することにより、観光客とともに地域の魅力や豊かさを実感できる観光地の実現を目指して、「春日部市観光振興基本計画（以下「本計画」という。）」を策定するものです。

*① インフラツーリズム：ダム、橋、道路など、公共施設（インフラストラクチャー）や土木景観を観光資源と位置づけ、その見学を目的として旅行すること。政府が推進する訪日外国人旅行者増加手段の一つの柱として位置付けられている。

*② インフラ：「インフラストラクチャー」の略。日本においては、道路や鉄道、上下水道、発電所・電力網、通信網、港湾、空港、灌漑・治水施設などの公共的・公益的な設備や施設、構造物などの社会インフラを指すことが多い。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、本市の行政運営の総合的な指針となる「第2次春日部市総合振興計画」に掲げる『つながる にぎわう すまいるシティ 春日部』の実現のため、観光分野の個別計画として位置づけます。

また、政府の「観光立国推進基本計画」や「第2期埼玉県観光づくり基本計画」、本市の関連計画との整合を図ったものとします。

第2次春日部市総合振興計画

『つながる にぎわう すまいるシティ 春日部』

市民が主役

**まちの魅力を
創る**

**共に未来へ
チャレンジする**

【国】観光立国推進基本計画

【県】第2期埼玉県観光づくり基本計画

【本市の関連計画】
第2次シティセールス戦略プラン
第2次商工業振興指針
都市計画マスタープラン など

観光分野からの実現を目指す

春日部市観光振興基本計画

春日部市のまちづくりの理念の観光分野における考え方

市民が主役

観光は総合産業であり、観光・宿泊・飲食などにとどまらない多くの人が携わることによって、観光資源が豊かになり、地域の魅力が向上する。第一次・第二次産業従事者や、市内に居住する住民、市内に通学する学生など、人と人、観光に関わるすべてのものを結びつけることで、にぎわいが生まれる。このことにより、市民と来訪者の交流を促進し、双方がともに笑顔になれるまちを目指す。

**まちの魅力を
創る**

市内の既存観光資源のみならず、人と人の繋がり（おもてなしの心）や市の産業・景観などを生かしながら、新たに磨き上げていく観光資源を増やし、来訪者のニーズに応じた多様な楽しみ方ができる「春日部」の魅力を創出していくことを目指す。

**共に未来へ
チャレンジする**

市内の伝統産業や農業を持続的に将来へ繋げていくために観光との連関^③を促進し、誇りをもって、観光客に提供できる環境を確立していく。また、自然災害発生時における観光危機管理対策を推進し、観光産業の持続可能性を高める。

*③ 連関：複数のものごとが、相互に関連し、続いているような関係性をもつこと。

1-3 計画期間

本計画は、第2次春日部市総合振興計画における構想期間と連動するものとします。2019（平成31）年度から2027年度までの9年間を計画期間とし、時代の変化に対応した本市が目指す観光のビジョンを定めます。

なお、本市における観光資源や市場環境の変化および市全体に共通する基本的な施策に変更があった場合には、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

1-4 本計画が対象とする「観光」の範囲

近年、「体験型観光」に対するニーズの高まりを受けて、農漁村体験やインフラツーリズム、寺社観光など細分化されたテーマに沿った観光行動が活性化しており、観光資源となる素材の幅は大きな広がりを見せてています。また、道の駅や駅舎などといった建築物そのものにも工夫が凝らされ、それらがテーマパークのように観光の目的地となったり、公園にグランピング*④施設ができたり、お寺や神社でイベントが行われたりと、従来は観光目的地でなかった場所に人が集まる仕掛けが多く設けられ、いわゆる「観光地」以外に人が集まる場が数多く形成されるようになりました。

このように、観光の目的が細分化しただけでなく、観光やお出掛けの行先も多様化しています。

本市の観光の対象となる範囲は、このような旅行者動向の変化を踏まえ、川や街道の恵みを受けて栄えた宿場町、また江戸時代から長きに渡る大規模な治水事業を経て、最先端の土木技術に帰結した首都圏外郭放水路、そしてアニメの聖地などをはじめとした既存観光資源のみならず、歴史や風土に培われた文化・伝統、地域の自然と共生しつつ発展してきた地域環境や景観、本市ならではの伝統産業や生業のほか、まち並みの散策やスポーツイベント参加・観戦、地元の人々との交流などとします。

*④ グランピング：グラマラス（glamorous）とキャンピング（camping）を掛け合わせた造語で、高級かつ魅力的なキャンプの雰囲気を味わえる施設のこと。自然の中に、冷暖房、バストイレ付のキャビンが設置され、ホテル並みの食事やサービスが提供される。欧米で2010年頃から流行しはじめ、日本でも高級志向を背景に近年静かなブームが起きている。